

○中部地方整備局告示第七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年五月八日

中部地方整備局長 稲田 雅裕

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類

一般国道477号改築工事（四日市湯の山道路及び菰野バイパス・三重県三重郡菰野町大字千草字東江野地内から同町大字千草字東江野地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分

三重県三重郡菰野町大字千草字東江野及び大字菰野字江田地内

2 使用の部分

なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道477号改築工事（四日市湯の山道路及び菰野バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、三重県四日市市高角町字新々田地内から同県三重郡菰野町大字千草字西江野地内までの延長11.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第13条第1項の指定区間外の区間であり、また、起業者である三重県は、同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道477号（以下「本路線」という。）は、三重県四日市市を起点とし、同県三重郡菰野町、滋賀県蒲生郡日野町、同郡竜王町、近江八幡市、守山市、大津市、京都府京都市等の主要都市を経由して、大阪府池田市を終点とする延長約235kmの主要幹線道路である。

三重県内における本路線は、四日市市の沿岸部に存する四日市港、その周辺に立地する四日市コンビナート、内陸部に点在する工業団地などから発生する物流の周辺都市への輸送路として利用されている。また、菰野町における本路線沿線には、御在所ロープウェイ、湯の山温泉などの豊富な観光資源があり、毎年多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活上の利用はもとより、周辺の観光地への移動等にも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通がふくそうしており、車両の安全かつ円滑な交通が十分に確保されていない状況にある。さらに、本路線と県道四日市菰野大安線が交差する宿野交差点については県の主要渋滞箇所指定されており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。

令和3年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は菰野町地内の宿野交差点東側で11,223台/12hであり、混雑度は1.15となっている。

また、現道の歩道、路肩は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める幅員を満たさない区間が存しており、歩行者及び自転車の交通安全上事故の危険性が高い状況となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られ、幅員狭小区間及び歩道狭小区間を回避することにより、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、四日市湯の山道路は同法等に準じた既存の環境影響調査の資料を用いて、菰野バイパスは近傍地で行われた既存の環境影響評価の資料を用いて起業者が任意で評価を行ったところ、大気質、騒音及び振動についてはいずれも環境基準等を満足するものと評価されている。

また、既存の環境影響評価等において、動物については、三重県レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホトケドジョウ、アカザ等が、植物については、三重県レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコブシ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているミズスギナ等が確認されている。本件事業がこれらの動植物

に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると考えられる。主な保全措置として、アカザについては、仮設工事により鳥井戸川内の一部締切を行うが、段階的に行う事によりアカザが残存する生息環境を移動できるよう対策する計画としている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、すでに発掘調査が完了しており、記録保存等必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、三重県四日市市高角町字新々田地内の本件事業起点から同市高角町字西川原地内の高角インターチェンジまでの区間は、平成2年12月25日に都市計画決定され、平成7年12月5日及び平成20年2月1日に変更決定された都市計画と、同市高角町字西川原地内の高角インターチェンジから三重郡菰野町大字潤田字春日地内の一般国道306号との交差部までの区間は、平成7年12月5日に都市計画決定され、平成20年2月1日に変更決定された都市計画と、同町大字潤田字春日地内の一般国道306号との交差部から同町大字千草字西江野地内の本件事業終点までの区間は、平成6年7月8日に都市計画決定され、平成7年12月5日及び平成20年2月1日に変更決定された都市計画と、それぞれ幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していること、歩道、路肩が狭小であり、歩行者及び自転車の通行に支障をきたしていることなど、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長からなる四日市インターアクセス道路整備促進期

成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。
したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県菰野町役場